

「開発事業の調整等に関する条例の手引」 新旧対照 (傍線は改訂箇所)

頁	改訂前	改訂後	備考																								
表紙	横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引 令和2年 <u>4月</u> 横浜市建築局	横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引 令和2年 <u>6月</u> 横浜市建築局	改訂時期の修正																								
21-1	図中 (開発事業計画書の縦覧窓口) <u>建築局情報相談課</u> 又は各区役所の区政推進課	図中 (開発事業計画書の縦覧窓口) <u>よこはま建築情報センター (市庁舎2階)</u> 又は各区役所の区政推進課	市庁舎移転に伴う縦覧場所の明確化																								
22-1	図中 (開発事業計画書の縦覧窓口) <u>建築局情報相談課</u> 又は各区役所の区政推進課	図中 (開発事業計画書の縦覧窓口) <u>よこはま建築情報センター (市庁舎2階)</u> 又は各区役所の区政推進課	市庁舎移転に伴う縦覧場所の明確化																								
24	【規則】 (縦覧の場所及び日時) 第8条 条例第13条第3項の規定による開発事業計画書の縦覧(以下「縦覧」という。)の場所は、建築局建築指導部情報相談課その他市長が定める場所とする。 2 縦覧の日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 縦覧に供する時間は、建築局建築指導部情報相談課においては午前8時45分から <u>午後5時15分</u> まで、その他市長が定める場所においては市長が別に定める時間とする。 (3) (略)	【規則】 (縦覧の場所及び日時) 第8条 条例第13条第3項の規定による開発事業計画書の縦覧(以下「縦覧」という。)の場所は、建築局建築指導部情報相談課その他市長が定める場所とする。 2 縦覧の日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 縦覧に供する時間は、建築局建築指導部情報相談課においては午前8時45分から <u>午後5時</u> まで、その他市長が定める場所においては市長が別に定める時間とする。 (3) (略)	市庁舎移転に伴う縦覧時間の変更																								
26	【解説】 (略) ■ 市長は、開発事業計画書が提出された後、内容の確認を行い、縦覧の開始日及び終了日を決定し、縦覧を開始します。縦覧期間については、開発事業者に連絡します。開発事業者は、市長から連絡があったときは、速やかに標識に縦覧期間を記載し、周知をしてください(縦覧場所は情報相談課です。)	【解説】 (略) ■ 市長は、開発事業計画書が提出された後、内容の確認を行い、縦覧の開始日及び終了日を決定し、縦覧を開始します。縦覧期間については、開発事業者に連絡します。開発事業者は、市長から連絡があったときは、速やかに標識に縦覧期間を記載し、周知をしてください(縦覧場所は情報相談課： <u>市庁舎2階「よこはま建築情報センター」</u> です。)	市庁舎移転に伴う縦覧場所の明確化																								
27	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開発事業の種類</th> <th>担当部署</th> <th>住所(送付先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域の開発事業 (上記大規模な共同住宅の建築を除く。)</td> <td>建築局宅地審査課 指導担当</td> <td><u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 KDX 横浜関内ビル 6階</u></td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域の開発事業</td> <td>建築局調整区域課 指導担当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大規模な共同住宅の建築 (第2条第2号イに規定する開発事業。 市街化区域に限る。)</td> <td>建築局情報相談課 相談担当</td> <td><u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 KDX 横浜関内ビル 5階</u></td> </tr> </tbody> </table>	開発事業の種類	担当部署	住所(送付先)	市街化区域の開発事業 (上記大規模な共同住宅の建築を除く。)	建築局宅地審査課 指導担当	<u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 KDX 横浜関内ビル 6階</u>	市街化調整区域の開発事業	建築局調整区域課 指導担当		大規模な共同住宅の建築 (第2条第2号イに規定する開発事業。 市街化区域に限る。)	建築局情報相談課 相談担当	<u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 KDX 横浜関内ビル 5階</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開発事業の種類</th> <th>担当部署</th> <th>住所(送付先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域の開発事業 (上記大規模な共同住宅の建築を除く。)</td> <td>建築局宅地審査課 指導担当</td> <td><u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階</u></td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域の開発事業</td> <td>建築局調整区域課 指導担当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大規模な共同住宅の建築 (第2条第2号イに規定する開発事業。 市街化区域に限る。)</td> <td>建築局情報相談課 相談担当</td> <td><u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階</u></td> </tr> </tbody> </table>	開発事業の種類	担当部署	住所(送付先)	市街化区域の開発事業 (上記大規模な共同住宅の建築を除く。)	建築局宅地審査課 指導担当	<u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階</u>	市街化調整区域の開発事業	建築局調整区域課 指導担当		大規模な共同住宅の建築 (第2条第2号イに規定する開発事業。 市街化区域に限る。)	建築局情報相談課 相談担当	<u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階</u>	市庁舎移転に伴う住所変更
開発事業の種類	担当部署	住所(送付先)																									
市街化区域の開発事業 (上記大規模な共同住宅の建築を除く。)	建築局宅地審査課 指導担当	<u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 KDX 横浜関内ビル 6階</u>																									
市街化調整区域の開発事業	建築局調整区域課 指導担当																										
大規模な共同住宅の建築 (第2条第2号イに規定する開発事業。 市街化区域に限る。)	建築局情報相談課 相談担当	<u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 KDX 横浜関内ビル 5階</u>																									
開発事業の種類	担当部署	住所(送付先)																									
市街化区域の開発事業 (上記大規模な共同住宅の建築を除く。)	建築局宅地審査課 指導担当	<u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階</u>																									
市街化調整区域の開発事業	建築局調整区域課 指導担当																										
大規模な共同住宅の建築 (第2条第2号イに規定する開発事業。 市街化区域に限る。)	建築局情報相談課 相談担当	<u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階</u>																									
102	【解説】 (略) 開発事業関係書類の閲覧・縦覧 表(略) ■ 閲覧場所は、建築局情報相談課及び各区区政推進課です。	【解説】 (略) 開発事業関係書類の閲覧・縦覧 表(略) ■ 閲覧場所は、建築局情報相談課(<u>市庁舎2階「よこはま建築情報センター」</u>)及び各区区政推進課です。	市庁舎移転に伴う閲覧場所の明確化																								

117	<p>横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則 制定 平成16年5月14日 規則 第62号 <u>最近改正 平成29年3月31日</u> (略) (縦覧の場所及び日時) 第8条 条例第13条第3項の規定による開発事業計画書の 縦覧(以下「縦覧」という。)の場所は、建築局建築指導部情報相談課その他市長が定める場所とする。 2 縦覧の日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 縦覧に供する時間は、建築局建築指導部情報相談課においては午前8時45分から<u>午後5時15分</u>まで、その他市長が定める場所においては市長が別に定める時間とする</p>	<p>横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則 制定 平成16年5月14日 規則 第62号 <u>最近改正 令和2年6月15日</u> (略) (縦覧の場所及び日時) 第8条 条例第13条第3項の規定による開発事業計画書の 縦覧(以下「縦覧」という。)の場所は、建築局建築指導部情報相談課その他市長が定める場所とする。 2 縦覧の日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 縦覧に供する時間は、建築局建築指導部情報相談課においては午前8時45分から<u>午後5時</u>まで、その他市長が定める場所においては市長が別に定める時間とする。</p>	市庁舎移転に伴う縦覧時間の変更																															
143	<p><再意見書の提出先及び提出方法> この再意見書は、以下の場所まで、郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。</p> <table border="1" data-bbox="172 625 1397 856"> <thead> <tr> <th>開発事業</th> <th>担当部署</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域の開発事業</td> <td>建築局 宅地審査課指導担当</td> <td><u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1</u> <u>KDX 横浜関内ビル6階</u></td> <td>671-□4515・□4516 □4517・□4518</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域の開発事業</td> <td>建築局 調整区域課指導担当</td> <td></td> <td>671-□4521・□4522</td> </tr> <tr> <td>大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びハに該当し、同号イ)</small></td> <td>建築局情報相談課 相談担当</td> <td><u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1</u> <u>KDX 横浜関内ビル5階</u></td> <td>671-□2350</td> </tr> </tbody> </table>	開発事業	担当部署	住所	電話番号	市街化区域の開発事業	建築局 宅地審査課指導担当	<u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1</u> <u>KDX 横浜関内ビル6階</u>	671-□4515・□4516 □4517・□4518	市街化調整区域の開発事業	建築局 調整区域課指導担当		671-□4521・□4522	大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びハに該当し、同号イ)</small>	建築局情報相談課 相談担当	<u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1</u> <u>KDX 横浜関内ビル5階</u>	671-□2350	<p><再意見書の提出先及び提出方法> この再意見書は、以下の場所まで、郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。</p> <table border="1" data-bbox="1427 625 2653 856"> <thead> <tr> <th>開発事業</th> <th>担当部署</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域の開発事業</td> <td>建築局 宅地審査課指導担当</td> <td rowspan="2"><u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目</u> <u>50番地の10 25階</u></td> <td>671-□4515・□4516 □4517・□4518</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域の開発事業</td> <td>建築局 調整区域課指導担当</td> <td>671-□4521・□4522</td> </tr> <tr> <td>大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びハに該当し、同号イ)</small></td> <td>建築局情報相談課 相談担当</td> <td><u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目</u> <u>50番地の10 25階</u></td> <td>671-□2350</td> </tr> </tbody> </table>	開発事業	担当部署	住所	電話番号	市街化区域の開発事業	建築局 宅地審査課指導担当	<u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目</u> <u>50番地の10 25階</u>	671-□4515・□4516 □4517・□4518	市街化調整区域の開発事業	建築局 調整区域課指導担当	671-□4521・□4522	大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びハに該当し、同号イ)</small>	建築局情報相談課 相談担当	<u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目</u> <u>50番地の10 25階</u>	671-□2350	市庁舎移転に伴う住所変更
開発事業	担当部署	住所	電話番号																															
市街化区域の開発事業	建築局 宅地審査課指導担当	<u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1</u> <u>KDX 横浜関内ビル6階</u>	671-□4515・□4516 □4517・□4518																															
市街化調整区域の開発事業	建築局 調整区域課指導担当		671-□4521・□4522																															
大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びハに該当し、同号イ)</small>	建築局情報相談課 相談担当	<u>〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1</u> <u>KDX 横浜関内ビル5階</u>	671-□2350																															
開発事業	担当部署	住所	電話番号																															
市街化区域の開発事業	建築局 宅地審査課指導担当	<u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目</u> <u>50番地の10 25階</u>	671-□4515・□4516 □4517・□4518																															
市街化調整区域の開発事業	建築局 調整区域課指導担当		671-□4521・□4522																															
大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びハに該当し、同号イ)</small>	建築局情報相談課 相談担当	<u>〒231-0005 横浜市中区本町6丁目</u> <u>50番地の10 25階</u>	671-□2350																															
裏表紙	<p>横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引 平成16年6月 発行 平成24年4月 改訂 平成25年2月一部改訂 平成25年7月 改訂 平成26年7月一部改訂 平成27年4月一部改訂 平成27年10月一部改訂 平成28年4月一部改訂 平成29年4月一部改訂 平成30年4月一部改訂 平成31年4月一部改訂 令和2年4月一部改訂 発行 横浜市建築局</p>	<p>横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引 平成16年6月 発行 平成24年4月 改訂 平成25年2月一部改訂 平成25年7月 改訂 平成26年7月一部改訂 平成27年4月一部改訂 平成27年10月一部改訂 平成28年4月一部改訂 平成29年4月一部改訂 平成30年4月一部改訂 平成31年4月一部改訂 令和2年4月一部改訂 <u>令和2年6月一部改訂</u> 発行 横浜市建築局</p>	改訂日の追加																															